

- I. 日時 : 平成 24 年 9 月 29 日 (木) 15 : 00 ~
- II. 場所 : 私立大学情報教育協会 事務局 会議室
- III. 出席者 : 吉野委員長、加賀山委員、笠原委員、執行委員、高嶋委員
(事務局) 井端事務局長、森下幹事、松本職員

IV. 議事概要

学士力の実現に求められる教育改善モデルのとりまとめについて

1. 事務局からの報告と議論

高校までの学習指導要領の改定と、この学習指導要領で教育を受けた大学の入学者が 5 年後には大学に入学してくることから、このことに対応した授業改善の対応が必要であるとの指摘がなされ、問題発見能力、解決策提案能力を身につけた学生に対する理想的な教育を再検討すべきとの説明があった。

2. 法律学教育における授業改善についての検討

以下のような内容について議論と具体的提案を検討した。

- ・ 学生の意見を社会へ提案させる授業の展開
- ・ 学生目線での学びの相談・助言ができるファシリテータ導入
- ・ 到達度を測定するために、筆記試験のみの現状から面接試験等の導入
- ・ 自学自習のできる自立した学生の養成
- ・ 大学のガバナンスをどう変えていくかの検討が必要。
- ・ 大学の教授は学問の自由から、その教育方法には口を出しにくい。
- ・ FD の義務化により、大学の講義内容が変わってきたが、大人数の講義では、実施が困難。
- ・ 文系の場合は、資格試験を受ける学生と資格試験を受けない学生で、全く勉強内容が異なる。
- ・ 世界の学習情報を日本語化して伝える大学教育や答えのない問題を考えることができる教育に代える必要がある。
- ・ 日本の大学は科目数が多すぎるのではないか、ハーバードのように科目を統合して少なくする中でチームティーチングなどを通じた複眼的な視点から教育すべきでは。

3. 法律学教育における教育改善モデル中間まとめ案の検討

2-1 中間まとめ案 1 (資料④. 1) に関して議論

到達目標 1 の到達度 (資料①) に対応させて、到達度①-⑤を整理して三つにまとめることの是非について議論された。

- ・ 到達目標①、②を目標として、その中の到達度を五段階に分けたものであり、概念が別。
(事務局) アンケートとの関係で、到達目標別に授業モデルを作ってもらいたい。
- ・ 到達目標 1 のみのモデルには、モデルとしての意味がなく、資料①の到達目標 1、2 を合わせたものとして進めたい。ただし、到達度⑤を④の下に置くことは可能。
(事務局) 到達度として挙げられている資料①の到達度①②③と資料④. 1 の到達度との用語としての

関連がなく、アンケートに答える人が混乱する可能性がある。

結論 資料①と資料④. 1の用語を合わせる。

到達目標1はすべての科目の前提であることを明記する。

委員提案

- (1) 到達目標1は、必ずしも個別の授業を対象として考察された目標ではなく、「法学部の卒業生が備えるべき学士力」に属すべき法学の基礎的知識および理解を対象としてまとめられた目標である。
- (2) 従来の法学部において、このような基礎知識・理解の取得を目的とした授業としては、「法学入門」ないし「法学概論」が用意されている。しかし、これらは教師からの一方的な講義形式で行われており、また、多くの場合、ICTが有効に取り入れられていない。
- (3) 他方、一部の法学部及び法科大学院では、新生を対象とする「法情報学」の中において、入学後の早い段階で、法体系や紛争解決制度の基礎知識を理解させるための試みが数多くなされつつある。
- (4) すなわち、このような近時の法情報学の対象は、単に文献や裁判例の検索・利用方法の教示だけではない。むしろ、法とは何かの定義（法源論）からはじまり、法の全体的体系と分類、紛争解決に法が果たす役割、裁判制度の概要など、従来、法学入門や法学概論で扱ってきた法の基本知識を、実際に法が機能すべき紛争解決の場に当てはめて実践的に理解させる試みが多数取り入れられている。これは、法情報学の対象が、法情報の効率的取得のみならず、その適切な分析と利用にまで広げられつつあることに対応している。そして、このような目的を達成するために、有効にICTが用いられている授業も少なくない。
- (5) このような法情報学の授業は、とりわけゼミ形式で行われる場合に有効に機能する。例えば、「公園には車を乗り入れてはならない」との具体的なルールを用いて、文理解釈、拡張解釈、反対解釈などの法解釈の基本的手法を学ばせるには、様々な解釈手法を実際に事例に当てはめてどのような既決が導かれるかを複数の立場から議論させることが最も有効だからである。また、特定の紛争類型に適用されるべきルールを実際に収集させ、具体的な紛争に適用して解決を導かせるという課題を与えることにより、上記のような諸要素を、効率的かつ総合的に身につけさせることが可能になる。
- (6) 従って、現在の法情報学を、ゼミ形式（ないし双方向授業や学生に報告の機会を与える方法など）を用いつつ、さらに発展させることによって、到達目標1を直接に実現するための授業とすることが可能であると思われる。
- (7) 法律学教育FD/ICT活用研究委員会としては、上記のような観点から、法情報学をさらに発展・拡充すべきであるとの結論に達した。具体的には、各委員の今後の授業の中で、上記方針に従った試みを取り入れ、その結果を順次報告する予定である。

2-1 授業のねらい

文章を短くするために、重複している部分を削り、法律専門家以外にも理解できるよう、表現を簡潔かつ分かり易くした。どこまで厳密に書くべきかを、読み手としてアンケート対象者の法律家、あるいは非法律家の学長等ガバナンス担当者を想定するのかという観点から議論が続いた。

2.2 「授業計画」→「授業の仕組み」へ変更

教員のチームティーチング、ネット上の学びの場、ネット上のプラットフォームの言及を追加した。さらに社会へのウェブを通じた発信も議論されたが、到達目標3の問題との指摘がなされた。

2.3 ICTを用いた授業シナリオ

シラバスの内容を枠組みに改めるため、文言を削り、書き直した。その上で、内容を全部2.4に移行した。さらに、内容以外の授業の進め方を箇条書きでまとめた。

2.4 「ICTを用いた学習内容」を「ICTを用いた学習内容・方法」に変更

全面的に削除した上で2.3の内容を2.4の下に移行した。

2.5 ICTを用いて期待される効果

ICT関連のみに限定し、文章を削り、短縮した。

2.6 ICTを用いた学習環境

理解度検証システムに関する一行を追加。

3 授業運営上の問題及び課題

技術的な問題の②、③を削除し、教員間連携に記述を追加した。

4. 次回日程

日時：平成23年10月11日（火） 13時30分～

場所：私立大学情報教育協会事務局会議室